

議第 35 号

高山市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

高山市税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要し議会を招集して議決を経る時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 21 日提出

高山市長 國 島 芳 明

高山市条例第28号

高山市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

高山市長 國 島 芳 明

高山市税条例の一部を改正する条例

高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び法規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び法規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

村の条例で定める割合は3分の1とする。

14・15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の4 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専用部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法規則附則第7条第11項各号に掲げる書類

村の条例で定める割合は3分の1とする。

14・15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の4 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専用部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法規則附則第7条第11項各号に掲げ

を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令
附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3
月を経過した後に申告書を提出する場合
には、3月以内に提出することができなかつ
た理由

11・12 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和
5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第16条 宅地等に係る令和3年度から令和5
年度までの各年度分の固定資産税の額は、当
該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が
、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係
る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当
該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課
税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年
度分の固定資産税について法第349条の3
の2の規定の適用を受ける宅地等であるとき
は、当該価格に同条に定める率を乗じて得た
額。以下この条において同じ。）に100分
の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年
度分の固定資産税にあつては、前年度分の固
定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該
年度分の固定資産税について法第349条の
3又は附則第15条から第15条の3までの
規定の適用を受ける宅地等であるときは、当
該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た
額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資

る書類を添付して市長に提出しなければなら
ない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び
令附則第12条第31項に規定する補助金
等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から
3月を経過した後に申告書を提出する場合
には、3月以内に提出することができなかつ
た理由

11・12 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和
5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第16条 宅地等に係る令和3年度から令和5
年度までの各年度分の固定資産税の額は、当
該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が
、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係
る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当
該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課
税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年
度分の固定資産税について法第349条の3
の2の規定の適用を受ける宅地等であるとき
は、当該価格に同条に定める率を乗じて得た
額。以下この条において同じ。）に100分
の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資
産税にあつては、100分の2.5）を乗じ
て得た額を加算した額（令和3年度分の固定
資産税にあつては、前年度分の固定資産税の
課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固
定資産税について法第349条の3又は附則
第15条から第15条の3までの規定の適用
を受ける宅地等であるときは、当該額にこれ

産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 （略）

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第23条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

らの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 （略）

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第23条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調

<p>2～5 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第25条 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第156条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>整都市計画税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第25条 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第156条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高山市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税に適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高山市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税に適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。